## 保護者 様

袋井あやぐも学園 袋井市立袋井中学校長 鈴木 勝則

新型コロナウイルス感染症による出席停止の手続きについて

日頃、新型コロナウイルス感染症対策について御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。この度の新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、令和5年5月8日より、毎朝の検温報告等、保護者のみなさまにお願いしてきた対応については不要とさせていただきますが、引き続きお子さまの体調管理について御配慮いただきますようお願いいたします。

今後、お子さまが新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、出席停止扱いとなります。 その際の「手続き方法」についてお知らせしますので、下記の通り対応をお願いいたします。

記

## 【手続き方法】

- ○お子さまが新型コロナウイルス感染症と疑われる症状を発症
- ○医療機関を受診・新型コロナウイルス感染症の診断 □
- ○保護者が学校に新型コロナウイルス感染症に罹患したことを連絡し、別紙「新型コロナウイルス感染症経過観察表」(裏面参照)を受け取る。
- ○コドモン「その他」→「資料室」内より保護者が「新型コロナウイルス感染症経過 観察表」をプリントアウトする。
- ○袋井中ホームページからプリントアウトする。
- ○学校から兄弟姉妹を通して受け取る。
- ○保護者が来校し受け取る。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

## 「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日」

- ○「新型コロナウイルス感染症経過観察表」を家庭で記入する。
- ○<u>出席停止期間が終了し、お子さまが登校する際に、</u>「新型コロナウイルス感染症経過観察表」を持たせる。
- ※登校するにあたり、医療機関等が発行する検査結果や治癒証明書は必要ありません。
- ※出席停止期間の「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ※無症状で感染の診断が出た場合は、検体を採取した日から5日を経過するまでを出席停止期間とします。
- ※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用について御配慮願います。

担当 教頭 鈴木·山下 電話 42-4155